

工学院大学新聞会会則

第1章 [総則]

第1条 [規定] 本会は工学院大学学生自治会に基づき本会則を規定する。

第2条 [正式名称] 本会は工学院大学新聞会と称する。

第3条 [設置] 本会は本部及び八王子支部を八王子市中野区2665-1工学院大学新聞会室に置き、新宿支部を新宿区西新宿1-24-2新聞会室に置く。

第4条 [存在意義] 本会は学生へ工学院大学内の学生団体や学校行事などについて、広報課とは違った同じ学生の目線から中立的な立場から報道することを目的とする。

第2章 [組織]

第5条 [本部役員] 本会は委員長、会計を各1名ずつとし、副委員長を2名とする。

第6条 [支部役員] 各支部ごとに支部長を一名ずつ配備する。支部長は副委員長を兼ねる。

第7条 [組織構造] 本会は**記事局、動画局**で構成される。また、必要に応じて新規局の設置、廃止等を行う。

第8条 [選出方法] 本会は委員長、副委員長、会計を構成員より互選し、その他は必要に応じて本会で決める。

第9条 [本部役員辞任] 本部役員の辞任は本会の構成員の3分の2以上の賛成が得られた場合承認される。

第10条 [辞任後の本部役員選出方法] 辞任等により役員に欠員が生じた場合、本会員中より立候補者及び推薦立候補した者を対象に構成員の3分の2以上の賛成をもって新役員とする。

第11条 [任期] 役員の任期は一年とし、原則として12月1日より始まり、11月30日に終わるものとする。

第3章 [事業]

第12条 [行事] 本会は学校行事毎に行われる**記事の発行及び動画の制作を主な事業とする。**

第13条 [その他の行事] 本会またはその他の事情等により新規活動が可能である他、事業抹消も考えられる。

第4章 [会議]

第14条 [役員会議] 本会に所属する構成員で行われる。

第15条 [会議基準] 本会議は本部・支部委員会委員長がこれを認めた場合招集する。ただし、構成員の3分の1以上の要請があった場合、委員長はこれを招集しなければならない。

第16条 [会議成立条件] 本会の3分の2以上の出席をもって成立する。

第17条 [取扱事項] 1. 細則の決定、2. 提出された議案、3. その他、本会の目的達成に必要な事項。

第18条 [議決方法] 本会議の議決は、出席議決権数の3分の2以上をもって議決される。

第5章 [予算]

第19条 [出所] 本会の予算は、工学院大学学生自治会予算をもってこれにあたる。

第20条 [使用方法] 本会の予算使用方法は、会計監査委員会が行う会計会議に準ずるものとする。

第21条 [予算案審議・配分] 次年度の予算案作成の際、見積もり予算及び前年度活動状態、次年度の活動計画等を基として配分を審議し、本会で決定する。

第6章 [附則]

第22条 [解釈] 本会則について異論が出た際は、本会の会議にて決定する。

第23条 [改正方法] 第22条での異論が出た場合、第18条に基づき決定する。

第24条 [その他] 外部の委員会や事務等から取材や資料提供の要請があった場合は、それらの団体と提携して事業を行う。

第25条 [施行] **本会則は2023年6月16日より施行される。**